



感染症予防計画の記載事項のポイント

横須賀市

2023年10月20日

感染症予防計画骨子案

はじめに

I 感染症対策の推進の基本的な考え方

II 本編

第一 感染症の発生の予防に関する事項

第二 感染症のまん延防止に関する事項

第三 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

第四 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

第五 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

第六 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

第七 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

第八 宿泊施設の確保に関する事項

第九 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

第十 感染症対策物質等の確保に関する事項

第十一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項

第十二 感染症の予防に関する人材の養成及び資質向上に関する事項

第十三 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

第十四 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

第十五 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

III 特定の感染症対策

感染症予防計画概要

概要

- 感染症法により、国が制定した感染症基本指針に基づき、神奈川県感染症予防計画に即して、「横須賀市感染症予防計画」を策定することを記載する。
- 新型コロナウイルスへの対応等を踏まえた法改正や、感染症基本指針の改定等を受け、感染症の発生予防及びまん延防止を目的に、人権を尊重しつつ総合的かつ計画的な感染症対策を推進するため策定する。
- 今後の計画変更については、感染症基本指針及び神奈川県感染症予防計画に沿った対応をしていくことを記載する。

計画期間に係る検討について

感染症基本指針における記載（概略）

- 本指針については、数値目標に係る事項については少なくとも三年ごとに、数値目標に係る事項以外については少なくとも六年ごとに、それぞれ再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

予防計画の計画期間は、基本指針で明示されていない

神奈川県としての考え方(案)

- 改定予防計画は、感染症の予防のための施策の実施に関する計画であるが、計画期間内に達成すべき目標を定めるものではなく、今回の改正においても、新型コロナへの対応を念頭に医療提供体制を確保することを主な目的としている。
- 今後コロナを上回る感染症が発生した際に柔軟に対応していくためにも、**計画期間は設定しない**こととしたい。
- なお、計画の取組状況は、毎年感染症対策協議会で報告・確認を行い、計画の実効性を担保していくこととしている。

横須賀市としての考え方(案)

- 県と同様に、計画期間について記載しないものとする。

I 感染症対策の推進の基本的な考え方

概要

- 感染症発生動向調査体制を充実させ、感染症基本指針や神奈川県感染症予防計画等に基づき、感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の推進を図ることを記載する。
- 市、検査部門等、市民、医師等の果たすべき役割や、関係機関及び関係団体との連携等についても記載する。

II 本編

第一 感染症の発生の予防に関する事項

概要

- 感染症の発生を予防するための日常的な対策として、感染症発生動向調査を中心に実施することとし、その体制整備について記載する。
- 予防接種による予防が可能であり、かつ、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、予防接種法に基づき適切に予防接種が行われることが重要であることを記載する。
- 動物由来感染症への対応、病原体情報等の収集及び提供、食品媒介感染症の予防、環境衛生の維持、検疫所との連携等についても記載する。

第二 感染症のまん延防止に関する事項

概要

- 感染症のまん延を防止するため、感染症発生動向調査による情報提供等を行うことや、対人措置等における人権の尊重、広域的な連携や臨時の予防接種等について記載する。
- 健康診断等の勧告、検体の採取等、就業制限及び入院措置等を講ずるにあたっての手続きや対応について記載する。
- 積極的疫学調査を適切に実施し、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を迅速に進めること等について記載する。

第三 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

概要

- 感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであるため、国及び県との連携の下、調査及び研究を積極的に推進することを記載する。
- 全国的な感染症発生動向調査の情報基盤を活用し、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集することを記載する。
- 感染症指定医療機関は、新興感染症の対応を行い、知見の収集及び分析を行うことを記載する。

第四 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

概要

- 平時から検査部門の体制整備を行い、病原体等の検査体制の充実を図ることを記載する。
- 民間検査機関又は医療機関との連携により、平時から計画的な準備を行うことを記載する。
- 新興感染症発生時の流行初期、流行初期以降における各機関の役割について記載する。

第五 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

概要

- 感染症指定医療機関の指定や、その役割について記載する。
- 医療機関と協定を締結する県と平時から協議を行い、連携を図ることを記載する。

市のポイント

医療機関と協定を締結する県と平時から協議を行い、連携を図る。

第六 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

概要

- 感染症の患者の移送について、平時から関係機関が連携し、役割分担、人員体制の整備を図ることを記載する。
- 消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等の検討について記載する。

市のポイント

中和抗体療法に係る、患者の移送について記載

第七 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

概要

別紙のとおり

第八 宿泊施設の確保に関する事項

概要

- 自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、新興感染症の特性や、感染力その他当該感染症の発生及びまん延の状況を考慮しつつ、宿泊施設の体制を整備できるよう、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うことが重要であることを記載する。

市のポイント

宿泊施設と協定を締結する県と協議の上、感染症まん延時宿泊施設が活用できるよう、平時から計画的な準備を行う。

第九 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

概要

- 外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするための食料品等の生活必需品等の支給については、平時から県等と協議の上、連携を図ることを記載する。
- 外出自粛対象者の健康観察等にあたっては、積極的に県や近隣自治体と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を行うことを記載する。

第十 感染症対策物資等の確保に関する事項

概要

- 医薬品や個人防護具等の感染症対策物資等については、感染症の予防及びまん延の防止において欠かせないものであることから、平時から感染症対策物資等が不足しないよう対策を講じることを記載する。
- 新興感染症の流行時に、個人防護具等の供給及び流通を適確に行うため、個人防護具等の備蓄又は確保に努めることを記載する。

第十一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項

概要

- 感染症のまん延防止のための措置を行うにあたり、人権を尊重するとともに、感染症の患者及び医療従事者やその家族等が差別や風評被害を受けないよう適切な対応を行うことを記載する。
- 感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことを記載する。

第十二 感染症の予防に関する人材の養成及び資質向上に関する事項

概要

- 地域や医療現場等において、感染症及び感染症対策に関する幅広い知識や最新の知見を普及する役割を担うことができる人材の育成を行うことを記載する。
- IHEAT要員の確保や研修、IHEAT要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、IHEAT要員による支援体制を確保することを記載する。
- 協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関においては、新興感染症の発生を想定した必要な研修等を実施することを記載する。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間においては、感染症医療担当従事者等を他の医療機関等に派遣できるように、平時から研修等の実施に努めることを記載する。

第十三 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

概要

- 地域の感染症対策の中核的機関として、保健所は必要な情報の収集等を行うことを記載する。
- 保健所における人員について、新型コロナウイルス感染症対応を参考に、必要となる保健所の人員等を想定し、感染症発生時においてその体制を迅速に切り替えることができるようにすることを記載する。

第十四 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

概要

- 緊急時においては、国や県から感染症患者の発生状況や医学的な知見などの情報提供を受けるとともに、国や県に対しては、地域における患者の発生状況等の詳細な情報を共有することを記載する。
- 複数の自治体にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要するときは、県が提示する県内の統一的な対応方針等に基づき、感染の拡大防止に努めることを記載する。

第十五 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

概要

- 施設内での感染症の発生やまん延を防止するため、施設内感染に関する情報を施設管理者等に適切に提供することを記載する。
- 動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策は、感染症対策部門と動物に関する施策を担当する部門が連携をとりながら講ずることを記載する。
- 医療機関において、薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるための必要な普及啓発について記載する。

Ⅲ 特定の感染症対策

概要

- 市の対応の現状について記載する。

市のポイント

特定感染症予防指針に基づいて記載